

ローマ法における「正当価格」

西村 重雄

九州大学法学研究科 教授

1) ローマ私法の発展は、一二表法(前450年)から東ローマ帝国ユースティニアヌス大帝(在位527 - 565年)による法典編纂に至るまで、約1,000年にわたるが、その中心となるのは、安定した統治が続き、活発な経済活動の展開を見た元首政期(前27 - 後235年)の約250年間であり、法学史上、ローマ法の古典期と称せられる。この時代にあつては、売買において正当な価格と考えられるものは一応想定はされていたが、価格の決定は当事者の交渉に委ねられ、原則として裁判官は介入して無効とすることはなかった。そして、ローマ法学者は、公然とこの原則を認めている(Paulus D.19,2,22,3、「高いものを安く買い、安いものを高く売り、そして、相互に欺す(circumscribere)ことが売買において当然に(naturaliter)許されているように、同様に賃約においても妥当する。」Ulpianus D.4,4,16,4、「同じポンポニウスは曰く、売買の価格について契約当事者が互いに欺すことは当然に許されている、と。」)。しかし、例外的に、例えば当事者に悪意(詐欺)の意図ある場合、あるいは、25歳未満者が、損害を蒙る場合には、当事者の申立により法務官が介入し、原状回復を命ずることがあった。

2) ユースティニアヌス帝の編纂にかかる、それまでに発布された勅法の集成である勅法彙纂には、土地を不当に安く、すなわち正当価格の半額で買った買主は、売主に不足額の支払か土地の返却をすべきと定めたディオクレティアヌス帝(在位284 - 305年)の2つの勅法C.4,44,2(285年)「ディオクレティアヌス、マクシミアヌス両帝、アウレリウスに宣示する。あなた又はあなたの父が、高い価格の物を安い価

格で売却したならば、権威が介入して、あなたが、代金を買主に返却し土地の返還を受けるか、又は買主が選択するならば、正当価格に不足するものをあなたが[買主から]受領するのが、衡平(humanus)である。真の価格の半額が支払われなかったなら、代価は安かったとみられる。ディオクレティアヌス帝(2度目)、アリストプロス両帝が執政官の年(285年)10月28日、および8(293年)「同両帝、アウレリア エウオデアに宣示する。もし、あなたの意思であなたの土地をあなたの息子が売却した場合、その売却が有効とみなされないためには、買主の策略と陰謀による悪意または、生命又は身体の急迫の畏怖が示されねばならない。あなたは安い価格での土地の売却を主張するが、そのことのみでは購入の廃棄には足りない。すなわちあなたが売買契約の本質を熟慮し、買主は安く買おうとし、売主は高く売ろうとしてこの契約に近寄り、多くの交渉、つまり売主は言い値を譲り、買主は価格に歩み寄り一定の代価に合意したことを考えるならば、この合意により完成した契約をあるいは直ちにあるいはその後価格の高さが気に入らないから破棄することを認めることは、売買約束を守る信義も、理性も許さないことを十分にあなたは認識するであろう。但し、売却の時点で与えられた価格が正当価格の半額以下なら(すでに買主に与えられた選択権を伴って)この限りでない。(同年12月1日)」を収録する。この規定は、中世以来莫大損害 laesio enormis と称され、カノン法大全 Decret.Gregr.3,17,3(Alexander 3世 1170年)同6、(Innocentius 3世 1208年)ともなり、近代初頭の2大民法典フランス民法(1804)1674条、オーストリア民法(1811年)934/5条に引継られている。(ちなみに、我国においても、仏人ボアソナードの起草した民法草案には条文を有したが、旧民法には採られず、また、ドイツ民法の影響を受けた現民法にもない)

3) ところで、ユースティニアヌス帝は法典編纂に当たって、従来の勅法・学説に現在の状況に合せて加筆・訂正を行うべきことを命じており、この結果生じた修正を編纂の任に当たったトリボニアヌスに因んで、「トリボニアヌスの修正」と称する。この修正を見出すことが、歴史的なローマ法研究の鍵と考えられ、とりわけ19世紀来より極めて盛んとなった。この動きに対する反省は、1960年代後半から漸く始まり、次第に広まりつつあるが、なお多くの問題をかかえている。

4) 前記ディオクレティアヌス帝勅法のいわゆる莫大損害による契約解消について、同帝が他の勅法では契約維持を強調していること、西部卑俗法ではこの制度を採用していないことなどから、むしろ、6世紀のユースティニアヌス帝の政策遂行（弱者保護、キリスト教的思想の実現）のために、修正を加えたものとの見解が今日でもなお根強い。

5) 法典編纂の際の修正を出来る限り限定して認めようとする今日の動向から考えると、この問題に新たな仮説で検討するに値しよう。

古典期においても、上述のように、判断力の十分でない者を保護するため、25歳未満者の法律行為については、この者が損害を蒙った場合には、法務官は事案審査ののち、原状回復を与えた。その際、損害は大きなものでなければならぬとされている。この制度を、ディオクレティアヌス帝は前記勅法に先立つ285年8月、25歳を超えた者にも適用する勅令を発布している。(C.2.53(54)3)「ディオクレティアヌス、マクシミアヌス両帝、参事会員プロクルスに宣旨する。誠意に基づく契約においては、公の法が事案審査の上、裁判官の職権により25歳以上の者にも援助を与える。ディオクレティアヌス(2度目)、アリストプロス両名が執政官の年(285年)(8月5日)」

また、古典期において、25歳未満者が代理人となった場合についても、原状回復を認める見解が存したことが推測しうる。(Paulus D.4,4,24pn)「しかしながら、もし若年者が自ら進みて成年者の事務に介入したときは、成年者が損害を蒙らないようにするため、若年者は原状に回復されるべきである(下略)」

さらに、嫁資物の評価(売買とパラレルに取扱われる)について、嫁資設定者が、嫁資目的物の不当に安い評価をうけていた場合には、その不足額の支払が嫁資物の返却を要するとされている。(Ulpianus D.23,3,12,1)「もし、妻が嫁資の評価につき、欺され

たと主張するとき、例えば、奴隷を安く評価したことではなく、[嫁資として]与えることにつき欺された場合は、奴隷が自分に返却されるよう訴訟する。しかし、妻が評価のやり方につき欺されたなら、正当な評価を供与するか奴隷を差し出すかは、夫の任意である。これは、奴隷が生存の場合である(下略)」

このような背景の中では、25歳未満者の原状回復ないしこれに極めて近い事例につき、ディオクレティアヌス帝が、不足額の提供または契約解消を認めたことはありえよう。ビザンツ法源(とりわけバシリカ法典注釈)でのささやかな取扱いもこれによって納得されよう。

6) なお、ローマの哲学思想における「正当価格」論、とりわけ、キケロ「義務論」3, 12, 49ff.で表明され、教父アンブロシウス「義務論」3, 9, 41ffに受け継がれている議論が、法実務にいかなる影響を与えたか、は今後の課題である。

(B01「伝承と受容(世界)」班)

